

許可番号 24BS006022

## 医療機器修理業許可証

氏名又は名称 株式会社中部メディカル

事業所の名称 株式会社中部メディカル南三重営業所

事業所の所在地 三重県松阪市垣鼻町574-13

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成27年4月1日

三重県知事

鈴木 英敬



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連

有効期間 平成27年4月15日 から  
平成32年4月14日 まで

2422778000013

# 医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 株式会社中部メディカル

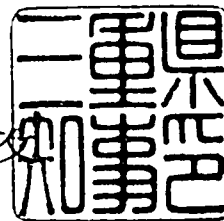
平成 27 年 11 月 30 日付けで申請のあった修理区分の追加を  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年  
法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

平成 27 年 11 月 30 日

三重県知事

鈴木

英敬



特定保守管理医療機器に係る修理区分

: 画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
光学機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分:

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
光学機器関連